

## 電力広域的運営推進機関 需要想定要領 新旧対照表

現 行	変 更 案	備考欄
<p>II. 需 要 想 定 の 基 本 事 項</p> <p>3. 想定区分と想定主体            (1) 供給区域の需要想定            一般送配電事業者が自らの供給区域の需要を想定する。なお、本機関は、この想定結果を取りまとめ、<b>本機関にて策定する全国需要想定水準との比較により妥当性を確認するとともに、送配電等業務指針及び本要領等への適合性を確認した上で、供給区域の需要想定の合計からなる全国の需要想定を策定する。</b>            (2) (略)</p>	<p>II. 需 要 想 定 の 基 本 事 項</p> <p>3. 想定区分と想定主体            (1) 供給区域の需要想定            一般送配電事業者が自らの供給区域の需要を想定する。なお、本機関は、この想定結果を取りまとめ、妥当性を確認するとともに、送配電等業務指針及び本要領等への適合性を確認した上で、供給区域の需要想定の合計からなる全国の需要想定を策定する。            (2) (略)</p>	業務規程の変更(H28/3/31)に合わせたもの。
<p>IV. 供 給 区 域 の 需 要 想 定</p> <p>3. 本機関への提出            (1) 提出時期            ① (略)            ②供給計画の案            送配電等業務指針第8条による。            a. <del>長期（第3年度から第10年度）の需要想定 每年2月20日</del>            b. <del>短期（第1年度及び第2年度）の需要想定 每年3月15日</del>            ③供給計画            送配電等業務指針第9条による。            每年3月25日</p>	<p>IV. 供 給 区 域 の 需 要 想 定</p> <p>3. 本機関への提出            (1) 提出時期            ① (略)            ②供給計画の案            送配電等業務指針第8条<b>第1項第2号</b>による。  <b>毎年3月10日</b>            ③供給計画            送配電等業務指針第9条<b>第1項第2号</b>による。            每年3月25日</p>	供給計画のスケジュール見直しに伴う送配電等業務指針の変更(H28/9予定)に合わせたもの。

現 行	変 更 案	備考欄
(2) ~ (3) (略)	(2) ~ (3) (略)	
<p style="text-align: center;">VI. 小 売 需 要 の 需 要 想 定</p> <p>3. 本機関への提出</p> <p>(1) 提出時期</p> <p>①供給計画の案 送配電等業務指針第8条による。  <del>a. 長期（第3年度から第10年度）の需要想定 每年2月20日</del>  <del>b. 短期（第1年度及び第2年度）の需要想定 每年3月15日</del></p> <p>②供給計画 送配電等業務指針第9条による。 毎年3月25日</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">IV. 小 売 需 要 の 需 要 想 定</p> <p>3. 本機関への提出</p> <p>(1) 提出時期</p> <p>①供給計画の案 送配電等業務指針第8条第1項第1号による。 毎年2月10日</p> <p>②供給計画 送配電等業務指針第9条第1項第1号による。 毎年3月1日</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p>	供給計画のスケジュール見直しに伴う送配電等業務指針の変更(H28/9予定)に合わせたもの。
➤ 「VII. 電力需要調書記載様式」の変更については、別紙の通り。		